

政務活動費収支報告書

令和 5年 4月 7日

島田市議会議長 大石節雄 様

議員氏名 四ッ谷 恵

令和 4 年度の政務活動費について、次のとおり報告します。

単位：円

収入の部

項目	決算額	摘要
政務活動費交付金	200,000	
計	200,000	

単位：円

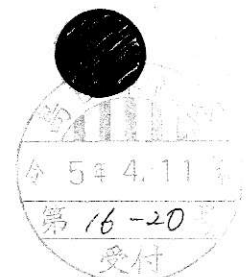
支出の部

項目	決算額	摘要
調査研究費		
研修費	31,000	調査研究オンライン講座
広報費	44,840	議員活動会報印刷代
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	51,077	書籍など購入
その他の経費		
計	126,917	

政務活動費残額

73083
~~126,917~~円

※ 調査研究その他の活動の概要及び領収書を添付してください。



項目	支出明細	領収書貼付 用紙の番号
		31,000 円
研修費	・第64回自治体学校in松本	13,000 円
	・第46回議員の学校	18,000 円
		44,840 円
広報費	・議会活動会報印刷代(A3)	35,097 円
	・議会活動会報印刷代(B4)	9,743 円
		51,077 円
資料購入費	・書籍「やさしく強い経済学」	1,650 円
	・参考資料「日本の学童保育2.3月号」	869 円
	・参考資料「議会と自治体」	
	(R4.4月～R5.3月)	9,528 円
	・金谷・川根B4住宅地図バインダー式	25,300 円
	・暮らしに役だつ制度のあらまし	3,500 円
	・隠れ教育費	1,980 円
	・日本教育新聞	8,250 円
計		126,917 円

	議長	副議長	事務局長	次長	係長	担当
決裁	●	●	●	●		●

領収書貼付 用紙の番号	
----------------	--

政務活動出張申請書

令和4年7月21日

島田市議会議長 大石節雄様

島田市議会議員 四ッ谷 恵

市政調査研究（調査研究・研修）のため、下記に出張をしたく届け出ます。

出張年月日	令和4年7月31日から令和4年7月31日まで
出張先	第64回自治体学校in松本 Zoom分科会講座 「交通権を保障した交通政策と地域の交通あり方」 助言者： 町見紀夫 主催：第64回自治体学校 実行委員会
出張の目的	交通権を保障した交通政策のあり方を学ぶため。
行程・利用交通 (交通手段の理由)	別紙の行程表(交通費計算書)による。 Zoom、講座のため交通手段はなし。
旅費	別紙政務活動出張旅費支出伝票による Zoom、講座のため旅費はなし

第64回自治体学校 in 松本 お申込みのご案内

開催日：2022年7月23日(土)～25日(月)

お申込み締切日：2022年7月1日(金)

※ご宿泊のお申込みがない場合は、2022年7月8日(金)まで受付けております。

お申込みは、専用WEB申込システムもしくはFAXで受付けます。

●FAX申込先：0263-35-3925 日本旅行松本支店 第64回自治体学校 in 松本係 宛

●WEB申込システムURL：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/



申込システム
QRコード

1. 学校参加費

		申込書に下記の記号をご記入下さい。	自治体問題 研究所 個人会員	個人会員を除く方々 (『住民と自治』 読者を含む)
松本現地で 参加		㊦3日間参加 (ほかにZoom分科会・講座2つまで参加できます)	14,000円	16,000円
		㊩2日間参加 (ほかにZoom分科会・講座1つまで参加できます)	11,000円	13,000円
		㊪1日参加(全体会・分科会参加同額)	4,000円	5,000円
Zoom 参加	個人で 参加	㊫全体会視聴+Zoom分科会・講座2つ視聴	14,000円	15,000円
		㊬全体会2日間視聴	7,000円	9,000円
		㊭全体会1日のみ視聴	4,000円	5,000円
		㊮Zoom分科会・講座1つ視聴	4,000円	5,000円
		㊯Zoom分科会・講座2つ視聴	7,000円	9,000円
		㊰Zoom分科会・講座3つ以上視聴	11,000円	13,000円
	団体で 参加	㊱全体会2日間のみ視聴	16,000円	
		㊲全体会1日のみ視聴	8,000円	
㊳Zoom分科会・講座1つ視聴		8,000円		
㊴Zoom分科会・講座3つまで視聴		20,000円		

※ 松本現地2日目の分科会・講座は原則Zoom配信しません。

※ Zoom分科会・講座はそれぞれ先着80名様まで参加できます。

※ ㊴の場合、Zoom分科会・講座の追加が可能です。Zoom分科会・講座を1つ追加するごとに8,000円かかります。

2. 現地分科会について

9●飯田市にみる環境文化都市構想・定住自立圏・広域連合と阿智村観光DMO・満蒙開拓平和記念館

コースの詳細は「第64回自治体学校 in 松本」もしくは「専用WEB申込システム」でご確認の上、お申込みください。

第64回自治体学校 in 松本：<https://www.jichiken.jp/>

専用WEB申込システム：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/

3. ご宿泊予約のご案内 [募集型企画旅行契約]

旅行期日：2022年7月23日(土)～25日(月)

- ・ 宿泊施設は、松本市内のホテル(シングル)をご用意しております。
- ・ ご予約は、先着順で受けさせていただきます。お早めにお申込みください。
- ・ 宿泊料金(=旅行代金)は大人おひとり様あたり1泊朝食付きのご案内となります。(税金・サービス料含む)
- ・ ご希望のホテルの「申込番号」を宿泊申込書にご記入ください。(第2希望まで必ずご記入ください。)
- ・ 添乗員は同行しません。最少催行人員：1名

<宿泊プランスケジュール>

初日 ご自宅～(交通費はお客様負担)～各ホテル(松本市内)泊

最終日 各ホテル(松本市内)～(交通費はお客様負担)～ご自宅

	議長	副議長	事務局長	次長	係長	担当
決裁	●	●	●	●		●

領収書貼付 用紙の番号	
----------------	--

政務活動出張申請書

令和 4 年 7 月 21 日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 四ツ谷 恵

市政調査研究（調査研究・研修）のため、下記に出張をしたく届け出ます。

出張年月日	令和 4 年 8 月 5 日から 令和 4 年 8 月 5 日まで
出張先	第 64 回自治体学校 in 松本 Zoom 分科会、講座 「学校統廃合、小中一貫教育を考える」 助言者 山本由美 主催 第 64 回自治体学校実行委員会
出張の目的	「学校統廃合、小中一貫教育を考える」 山本由美 コスト削減が目的となり、今後の教育のあり方を学ぶ 目的。
行程・利用交通 (交通手段の理由)	別紙の行程表(交通費計算書)による。 Zoom のため、交通手段はなし
旅費	別紙 政務活動出張旅費支出伝票による Zoom のため、旅費はなし

第64回自治体学校 in 松本 お申込みのご案内

開催日：2022年7月23日(土)～25日(月)

お申込み締切日：2022年7月1日(金)

※ご宿泊のお申込みがない場合は、2022年7月8日(金)まで受付けております。

お申込みは、専用WEB申込システムもしくはFAXで受け付けます。

●FAX申込先：0263-35-3925 日本旅行松本支店 第64回自治体学校 in 松本係 宛

●WEB申込システムURL：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/



申込システム
QRコード

1. 学校参加費

		申込書に下記の記号をご記入下さい。	自治体問題 研究所 個人会員	個人会員を除く方々 (『住民と自治』 読者を含む)
本現地で 参加	㊦3日間参加 (ほかにZoom分科会・講座2つまで参加できます)		14,000円	16,000円
	㊩2日間参加 (ほかにZoom分科会・講座1つまで参加できます)		11,000円	13,000円
	㊪1日参加(全体会・分科会参加同額)		4,000円	5,000円
Zoom 参加	個人で 参加	㊫全体会視聴+Zoom分科会・講座2つ視聴	14,000円	15,000円
		㊬全体会2日間視聴	7,000円	9,000円
		㊭全体会1日のみ視聴	4,000円	5,000円
		㊮Zoom分科会・講座1つ視聴	4,000円	5,000円
	団体で 参加	㊯Zoom分科会・講座2つ視聴	7,000円	9,000円
		㊰Zoom分科会・講座3つ以上視聴	11,000円	13,000円
		㊱全体会2日間のみ視聴		16,000円
		㊲全体会1日のみ視聴		8,000円
		㊳Zoom分科会・講座1つ視聴		8,000円
		㊴Zoom分科会・講座3つまで視聴		20,000円

※ 松本現地2日目の分科会・講座は原則Zoom配信しません。

※ Zoom分科会・講座はそれぞれ先着80名様まで参加できます。

※ ㊴の場合、Zoom分科会・講座の追加が可能です。Zoom分科会・講座を1つ追加するごとに8,000円かかります。

2. 現地分科会について

9●飯田市にみる環境文化都市構想・定住自立圏・広域連合と阿智村観光DMO・満蒙開拓平和記念館

コースの詳細は「第64回自治体学校 in 松本」もしくは「専用WEB申込システム」でご確認の上、お申込みください。

第64回自治体学校 in 松本：<https://www.jichiken.jp/>

専用WEB申込システム：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/

3. ご宿泊予約のご案内 [募集型企画旅行契約]

旅行期日：2022年7月23日(土)～25日(月)

- ・ 宿泊施設は、松本市内のホテル(シングル)をご用意しております。
- ・ ご予約は、先着順で受けさせていただきます。お早めにお申込みください。
- ・ 宿泊料金(=旅行代金)は大人おひとり様あたりの1泊朝食付きでのご案内となります。(税金・サービス料含む)
- ・ ご希望のホテルの「申込番号」を宿泊申込書にご記入ください。(第2希望まで必ずご記入ください。)
- ・ 添乗員は同行しません。最少催行人員：1名

<宿泊プランスケジュール>

初日 ご自宅～(交通費はお客様負担)～各ホテル(松本市内 泊)

最終日 各ホテル(松本市内)～(交通費はお客様負担)～ご自宅

	議長	副議長	事務局長	次長	係長	担当
決裁	●	●	●	●		●

領収書貼付 用紙の番号	
----------------	--

政務活動出張申請書

令和 4 年 7 月 2 / 日

島田市議会議長 大石 節雄様

島田市議会議員 四ツ谷 恵

市政調査研究（調査研究・研修）のため、下記に出張をしたく届け出ます。

出張年月日	令和 4 年 8 月 6 日から 令和 4 年 8 月 6 日まで
出張先	第 64 回自治体学校 山松本 Zoom 分科会・講座 「水道広域化と民営化（広域水道に住民の声は届かない）」 助言者 近藤夏樹 主催 第 64 回自治体学校実行委員会
出張の目的	国の主導で着々と進んでいる水道広域化と民営化。 住民の命の水はどのように守らねばならないか？を学ぶ。
行程・利用交通 (交通手段の理由)	別紙の行程表（交通費計算書）による。 Zoom のため交通手段はなし
旅費	別紙 政務活動出張旅費支出伝票による Zoom のため旅費はなし

第64回自治体学校 in 松本 お申込みのご案内

開催日：2022年7月23日(土)～25日(月)

お申込み締切日：2022年7月1日(金)

※ご宿泊のお申込みがない場合は、2022年7月8日(金)まで受付けております。

お申込みは、専用WEB申込システムもしくはFAXで受け付けます。

●FAX申込先：0263-35-3925 日本旅行松本支店 第64回自治体学校 in 松本係 宛

●WEB申込システムURL：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/



申込システム
QRコード

1. 学校参加費

		申込書に下記の記号をご記入下さい。	自治体問題 研究所 個人会員	個人会員を除く方々 (『住民と自治』 読者を含む)
松本現地で 参加		㊦3日間参加 (ほかにZoom分科会・講座2つまで参加できます)	14,000円	16,000円
		㊧2日間参加 (ほかにZoom分科会・講座1つまで参加できます)	11,000円	13,000円
		㊨1日参加(全体会・分科会参加同額)	4,000円	5,000円
Zoom 参加	個人で 参加	㊩全体会視聴+Zoom分科会・講座2つ視聴	14,000円	15,000円
		㊪全体会2日間視聴	7,000円	9,000円
		㊫全体会1日のみ視聴	4,000円	5,000円
		㊬Zoom分科会・講座1つ視聴	4,000円	5,000円
	団 体 で 参 加	㊭Zoom分科会・講座2つ視聴	7,000円	9,000円
		㊮Zoom分科会・講座3つ以上視聴	11,000円	13,000円
		㊯全体会2日間のみ視聴	16,000円	
		㊰全体会1日のみ視聴	8,000円	
	㊱Zoom分科会・講座1つ視聴	8,000円		
	㊲Zoom分科会・講座3つまで視聴	20,000円		

※ 松本現地2日目の分科会・講座は原則Zoom配信しません。

※ Zoom分科会・講座はそれぞれ先着80名様まで参加できます。

※ ㊲の場合、Zoom分科会・講座の追加が可能です。Zoom分科会・講座を1つ追加するごとに8,000円かかります。

2. 現地分科会について

9●飯田市にみる環境文化都市構想・定住自立圏・広域連合と阿智村観光DMO・満蒙開拓平和記念館

コースの詳細は「第64回自治体学校 in 松本」もしくは「専用WEB申込システム」でご確認の上、お申込みください。

第64回自治体学校 in 松本：<https://www.jichiken.jp/>

専用WEB申込システム：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/

3. ご宿泊予約のご案内 [募集型企画旅行契約]

旅行期日：2022年7月23日(土)～25日(月)

- ・ 宿泊施設は、松本市内のホテル(シングル)をご用意しております。
- ・ ご予約は、先着順で受けさせていただきます。お早めにお申込みください。
- ・ 宿泊料金(=旅行代金)は大人おひとり様あたりの1泊朝食付きでのご案内となります。(税金・サービス料含む)
- ・ ご希望のホテルの「申込番号」を宿泊申込書にご記入ください。(第2希望まで必ずご記入ください。)
- ・ 添乗員は同行しません。最少催行人員：1名

<宿泊プランスケジュール>

初日 ご自宅～(交通費はお客様負担)～各ホテル(松本市内)泊

最終日 各ホテル(松本市内)～(交通費はお客様負担)～ご自宅

	議長	副議長	事務局長	次長	係長	担当
決裁	●	●	●	●		●

領収書貼付 用紙の番号	
----------------	--

政務活動出張申請書

令和 4 年 7 月 21 日

島田市議会議長 大石節雄様

島田市議会議員 田ヶ谷 恵

市政調査研究（調査研究・研修）のため、下記に出張をしたく届け出ます。

出張年月日	令和 4 年 8 月 7 日から 令和 4 年 8 月 7 日まで
出張先	第 64 回 自治体学校内松本 200m 分科会・講座 「デジタル化と地方自治のゆくえ」 助言者 本村 滝夫
出張の目的	デジタル化で社会問題等が解決できるのか？ 住民本位のデジタル社会とは何か？と学ぶ
行程・利用交通 (交通手段の理由)	別紙の行程表(交通費計算書)による。 200m のため 交通手段はなし
旅費	別紙 政務活動出張旅費支出伝票による。 200m のため 旅費はなし

第64回自治体学校 in 松本 お申込みのご案内

開催日：2022年7月23日(土)～25日(月)

お申込み締切日：2022年7月1日(金)

※ご宿泊のお申込みがない場合は、2022年7月8日(金)まで受付けております。

お申込みは、専用WEB申込システムもしくはFAXで受付けます。

●FAX申込先：0263-35-3925 日本旅行松本支店 第64回自治体学校 in 松本係 宛

●WEB申込システムURL：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/



申込システム
QRコード

1. 学校参加費

		申込書に下記の記号をご記入下さい。	自治体問題 研究所 個人会員	個人会員を除く方々 (『住民と自治』 読者を含む)
本現地で 参加		㊦3日間参加 (ほかにZoom分科会・講座2つまで参加できます)	14,000円	16,000円
		㊩2日間参加 (ほかにZoom分科会・講座1つまで参加できます)	11,000円	13,000円
		㊪1日参加(全体会・分科会参加同額)	4,000円	5,000円
Zoom 参加	個人で 参加	㊫全体会視聴+Zoom分科会・講座2つ視聴	14,000円	15,000円
		㊬全体会2日間視聴	7,000円	9,000円
		㊭全体会1日のみ視聴	4,000円	5,000円
		㊮Zoom分科会・講座1つ視聴	4,000円	5,000円
		㊯Zoom分科会・講座2つ視聴	7,000円	9,000円
		㊰Zoom分科会・講座3つ以上視聴	11,000円	13,000円
	団体で 参加	㊱全体会2日間のみ視聴	16,000円	
		㊲全体会1日のみ視聴	8,000円	
		㊳Zoom分科会・講座1つ視聴	8,000円	
		㊴Zoom分科会・講座3つまで視聴	20,000円	

※ 松本現地2日目の分科会・講座は原則Zoom配信しません。

※ Zoom分科会・講座はそれぞれ先着80名様まで参加できます。

※ ㊴の場合、Zoom分科会・講座の追加が可能です。Zoom分科会・講座を1つ追加するごとに8,000円かかります。

2. 現地分科会について

9●飯田市にみる環境文化都市構想・定住自立圏・広域連合と阿智村観光DMO・満蒙開拓平和記念館

コースの詳細は「第64回自治体学校 in 松本」もしくは「専用WEB申込システム」でご確認の上、お申込みください。

第64回自治体学校 in 松本：<https://www.jichiken.jp/>

専用WEB申込システム：https://va.apollon.nta.co.jp/jichitai_2022/

3. ご宿泊予約のご案内 [募集型企画旅行契約]

旅行期日：2022年7月23日(土)～25日(月)

- ・ 宿泊施設は、松本市内のホテル(シングル)をご用意しております。
- ・ ご予約は、先着順で受けさせていただきます。お早めにお申込みください。
- ・ 宿泊料金(=旅行代金)は大人おひとり様あたりの1泊朝食付きのご案内となります。(税金・サービス料含む)
- ・ ご希望のホテルの「申込番号」を宿泊申込書にご記入ください。(第2希望まで必ずご記入ください。)
- ・ 添乗員は同行しません。最少催行人員：1名

<宿泊プランスケジュール>

初日 ご自宅～(交通費はお客様負担)～各ホテル(松本市内泊)

最終日 各ホテル(松本市内)～(交通費はお客様負担)～ご自宅

領 収 書 等

項 目	研 修 費		
支出明細	第64回自治体学校 in 松本	領収書貼付 用紙の番号	/

領 収 書

No. 4534-006276-0002785810-001
発行日：2022年7月19日

ご氏名 四ツ谷 恵 議員






様

¥ 13, 000 -

但し 第64回自治体学校 in 松本 参加費として

株式会社日本旅行ソリューション事



	議 長	副議長	事務局長	次 長	係 長	担 当
決 裁						

領収書貼付 用紙の番号	
----------------	--

政務活動出張申請書

令和 4年 7月 1日

島田市議会議長 大石節雄 様

島田市議会議員 四ッ谷恵

市政調査研究（調査研究・研修）のため、下記に出張をいたたく届け出ます。

出張年月日	令和 4年 8月 4日 から 令和 4年 8月 5日まで
出張先	<p>コロナ対策のため現地には行かず、Web聴講とする。</p> <p>主催 NPO法人多摩住民自治研究所</p> <p>「地方自治からみる真の子どもの政策とは <u>才46回</u> -子ども基本法の意義と活用を考える」 <u>議員の学校</u></p>
出張の目的	<p>住民と地域に役に立つ地方議員になるため、多方面の知識と情報を収集することを目的とする。</p> <p>聴講講座①「子どもの権利条約を踏まえた自治体施策」 ②「子どもの権利の歴史と地方自治」</p>
行程・利用交通 (交通手段の理由)	Web聴講のため、交通行程はなし。
旅費	Web聴講のため、旅費の発生はなし。

多摩研

第46回

Change!

その先に地方政府への道

*50

th Anniversary
tamaken

INSTITUTE OF LOCAL SELF-GOVERNMENT IN TOKYO/TAMA
SINCE 1971

●主催

NPO法人多摩住民自治研究所

開催形式
対面・オンラインの
ハイブリッド



- 会場:たましんRISURUホール 第1会議室
<https://risuru.hall-info.jp/access/>
- 見逃し配信サービスあり(2022年10月末まで)

2022
8/4(木)
/5(金)

コロナ禍でさまざまな制限の中で過ごしてきた子どもたち。
いま、地方自治体と議会が果たすべき役割は何か!?

「地方自治からみる真の子どもの政策とは ——『子ども基本法』の意義と活用を考える」

今年、「国際連盟・子どもの権利宣言…1924年」から98年、日本の「児童憲章…1951年」から71年、「国際連合・子どもの権利条約…1989年」から33年となる年です。この段階で、2023年4月に「子ども家庭庁」が発足する運びとなりました。

その日本でいま、就学援助を受けている小・中学生は130万人以上、母子家庭の子どもの貧困率は50%を超え、先進国中で最低ランクに位置付けられています。

コロナ禍で子どもたちの自由は著しく制限されてきましたが、当事者である子どもの声を聴いて施策を講じた自治体がどれほどあったでしょう。そしてウクライナでの戦闘は、戦争がいかにかに子どもの人権を奪うかを示し続けています。

私たちはこの日本で「子どものイジメ」「子どもの自殺」を一刻も早くゼロにしなければなりません。地方自治体とその議会が果たすべき役割は何か、日本国憲法の理念と国際的な到達点、そして自治体での実践を率直に出し合い、率直な学び合いを展開します。



「議員の学校」とは

多摩住民自治研究所[多摩研]の「議員の学校」は、「住民と地域に役立つ地方議員になりたい」という議員の皆さんの声にこたえ、「政党会派を問わずに、だれもが参加できる学校」として始められました。平成21(2009)年のことです。幸いにして、各地の議員の皆さんの積極的なご参加と、協賛された各分野の講師の方々のごすぐれた講話によって、かけがえのない歩みを重ねてまいりました。



領 収 書 等

項 目	研修費		
支出明細	第46回議員の学校	領収書貼付 用紙の番号	2

領収書

No. 221047017

発行日 2022年10月28日

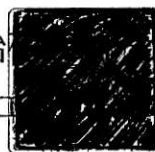
島田市議会議員 四ツ谷 恵 様¥18,000—

但し、「第46回議員の学校」参加費として
2022年10月19日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自治

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 103

TEL042-586-7651 FAX042-514-8096



領 収 書 等

項 目	広 報 費		
支出明細	議会活動会報印刷代(A3)	領収書貼付 用紙の番号	3

領収書



日付: 2022年10月29日
領収書番号: R-221025924637

四ッ谷 恵 様

ラクスル株式会社



品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
77-9200 mail: contact@raksul.com

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	出荷日	金額
221025924637-01	(議会だより202211月12月号) チラシ・フライヤー,A3,両面	2022年 10月29日	¥31,906
			¥31,906
			¥31,906
			¥3,191
			¥35,097

クレジットカード

領 収 書 等

項 目	広 報 費		
支出明細	議会活動会報印刷代	領収書貼付 用紙の番号	4

領収書



日付: 2022年10月30日
領収書番号: R-221026930712

四ッ谷 恵 様

ラクスル株式会



品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
17-9200 mail: contact@raksul.com

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	出荷日	金額
221026930712-01	チラシ・フライヤー,A3,両面	2022年 10月30日	¥8,857
			¥8,857
			¥886
			¥9,743

クレジットカード

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	「やさしく強い経済学」	領収書貼付 用紙の番号	5

領 収 証

四ッ谷 恵 様 No. _____

★

但

¥ 1650
 「やさしく強い経済学」
 2022年7月20日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内 訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

コクヨ ウケ-107

全国ほるぶ静岡センター
 代表 森 栄 司
 〒421-0103 静岡市丸子6-17-3 301
 TEL・FAX 054-257-8875

090-4216-8139

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	「日本の学童保育 2.3月号」	領収書貼付 用紙の番号	6

領 収 証

領収証No. 0002303003

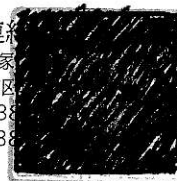
2023年3月16日

四ツ谷 恵 様

★ ¥ 869 -

但 書 籍 代 と し て
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

全国学童保育連
代表 戸塚
〒113-0033 東京都文京区
電話 03-38
FAX 03-38



領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	「議会と自治体」	2022年 4月~ 2023年3月	領収書貼付 用紙の番号 7

領 収 証 四、谷 恵 様 No. _____

★¥9,528-

但 議会と自治体 1冊794円×12ヶ月

2023年3月1日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

日本共産党
 静岡県中部地区委員
 〒427-0012 島田市細島682
 TEL. <0547> 36-91



収 入
印 紙

ココヨ ウケ-1097

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	金谷・川根B4住宅地図	バインダー式	領収書貼付用紙の番号 8'

NO W 2219169

領 収 証

ZENRIN

四ツ谷 恵

様

(金額の訂正は無効です)

2023 年 3 月 30 日

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			¥	2	5	3	00

(内消費税及び地方消費税 2,300 円)

上記の金額正に領収いたしました。

住宅地図 島田市② 島田市③ 各1冊

株式会社 ゼン



富 山 076-432-8111	北 陸 076-223-0468	福 井 0776-25-1876	岐 阜 058-272-2002
名 古 屋 052-684-2801	静 岡 054-286-1417	浜 松 053-422-6201	三 河 0532-54-1636
津 059-227-8426	滋 賀 077-564-8380	京 都 075-812-2250	大 阪 06-6585-3321
神 戸 078-252-3223	姫 路 079-288-9222	奈 良 0742-64-3622	和 歌 山 073-473-2891
岡 山 086-241-0022	広 島 082-506-0600	福 山 084-981-3123	下 関 083-263-1066
山 口 083-922-0465	徳 島 085-622-1308	高 松 087-861-4704	松 山 089-905-1016
高 知 088-824-2022	北九州 093-592-8100	福 岡 092-281-7177	佐 賀 0952-25-2036
長 崎 095-826-0357	熊 本 096-370-1400	大 分 097-534-0879	宮 崎 0985-24-8887
鹿児島 099-223-0740			

印
紙

担当者



領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	「暮らしに役立つ制度のあらまし」	領収書貼付 用紙の番号	9

領収書

No. _____

四ッ谷 恵 様

金額

¥ 3,500

但 月刊「生活と健康」誌 臨時増刊

「暮らしに役立つ制度のあらまし」

2022年 6月 16日

上記正に領収いたしました

全生連 静岡県生活と健康を守る会連合会

島田の会 会長 木村 隆一 TEL 0547 - 46 - 0090



iPhoneから送信

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	「隠れ教育費」	領収書貼付 用紙の番号	10

領 収 証

四ッ谷 恵

様 No. _____

★ ￥ 1,980

但 「隠れ教育費」本代

2022年 8月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

日本共産党
静岡県中部地区委員
〒427-0012 島田市細島682
TEL <0547> 36-9122



領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	「日本教育新聞」	領収書貼付 用紙の番号	//

領 収 証

四ツ谷 恵 様
(コード: 59 - 542598)

金 額 : ¥8,250-

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2022年9月 ~ 2022年11月

支払方法 : コンビニエンスストア払い

領収日 : 2022/9/10

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社

調査研究報告書

令和 5 年 4 月 7 日

島田市議会議長 大石節雄 様

島田市議会議員 四ッ谷恵

令和 4 年度の調査研究テーマに基づく活動等について、次のとおり報告
します。

1. 住民要求の実現、地方政治の革新のため、行財政の仕組みを学び、効率的
な運用について調査研究する。

令和 4 年 8 月 22 日、自治体問題研究所主催の「自治体財政の基礎を押
さえ「財政危機」の正体を知る」のオンライン講義を受ける。

講師は、森裕之氏(立命館大学)。

内容は、財政の基本は家計(企業)と同じという切り口での説明があり、財政
の勉強は、「習うよりも慣れよ」と言う感じで接すると良いと述べられ、大変
分かりやすかった。

“国と地方間の財源配分のしくみ” “地方債の基本的なしくみ” “なぜ一般
財源が重要なのか” “歳出をみる場合の注意点” “プライマリーバランスと
は” “財政の健全性をみるポイント” 等。

コロナ禍での国の経済対策は、大きく転換せざるを得なくなった。それに
加えてロシアのウクライナ侵攻を宣伝材料とした、防衛費の大幅な増強が
進められている。防衛費のために国債による財源確保は、日本が築きあげ
てきた財政秩序の崩壊となり、このままで進んでいくと、その最大のター
ゲットは地方交付税や福祉、教育、医療、公共事業等、あらゆる補助金が
抑制されていく。地方自治体は国からもっと緊縮財政を強られるだろうと森
氏は警告している。その中で、住民サービスの向上、命と暮らしを応援す
る各自治体の役割が重要となる。自治体における財政民主主義をどう構築
していくかが課題であると締めくくっている。

2. 子どもから高齢者まで、安心して住み続けられる島田市となるよう、子育て
支援や教育、福祉政策について調査研究する。

- ① 第64回自治体学校 in 松本→zoomによる聴講講座
- ・デジタル化と地方自治のゆくえ…報告書提出参照
 - ・交通権を保障した交通政策と地域の交通のあり方…報告書提出参照
 - ・学校統廃合小中一貫教育を考える…報告書提出参照
 - ・水道広域化と民営化…報告書提出参照

- ② NPO 法人多摩住民自治研究所主催→ zoomによる聴講講座
- ・子どもの権利条約を踏まえた自治体施策…報告書提出参照
 - ・子どもの権利の歴史と地方自治

日本教育新聞による資料等

以上①②の講座によって一般質問に大変役にたった。

- ③参考資料として書籍・新聞・雑誌

「隠れ教育費」「やさしく強い経済学」「くらしに役立つ制度のあらまし」

「日本教育新聞」「議会と自治体」「日本の学童保育」

また これらの資料は、一般質問や生活と健康を守る立場から、毎月の生活相談、子育ての悩み等に応じ、役にたった。

書籍「やさしく強い経済」は、今の日本の現状を分析し、将来に向けて、どう日本経済を立て直せるかに力点を置き、提言された書籍で大変参考になった。

2. 市民の命と財産を守るため、防災(原子力災害、地震災害、自然災害)に強いまち作りのための調査研究をする。

- ・昨年の台風15号による被害は甚大であった。台風通過後、直ちに地域をまわり、被害状況を聞き取り、危機管理課に報告した。自治会を通し、聞き取り調査も行い、同じ地域出身の議員と一緒に解決に向け協力した。

これから気候変動による(線状降水帯)災害が増えると予想される。今回の経験は多くの反省点があり、それを踏まえて、「防災対策に関する提言書」に結実したと思う。今後、市長をはじめ市当局は本腰を入れてその対策に力を入れてほしい。

- ・浜岡原子力発電所は、世界一危険な原発として全国的に知られている。

福島第一原子力発電所の被害はまだ続いているにもかかわらず、それを忘れたかのように、再稼働に向けて突き進んでいる。近い将来、東南海地震は必ず来ると言われて久しい。避難場所、移動手段がまだ確定されていない中、住民の命をどう守るのか。

毎月行われる「浜岡原発はいらぬ島田の会」は、地質学などをのり見地から科学的にその危険性を学ぶ学習会である。引き続き調査研究していきたい。

今年度は、日本共産党市議団「議会だより」の発行は一回のみとなった。

今後2、3回は発行できるよう、引き続き広報活動に力を注ぎたいと考えている。

以上、報告します。

報 告 書

令和 4年 8月 16日

島田市議会議長 大石節雄 様

島田市議会議員 四ッ谷 恵

市政調査研究（研修）のため、出張したので報告します。

出張年月日	令和 4年 7月 31日 から 令和 4年 7月 31日まで
1 調査研究 出張先及び 調査項目 2 研修 研修名、出張先及 び主催者	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ対策のため現地には行かず、Web聴講となった。 ・ 参加聴講講座⇒第64回自治体学校in松本 zoom分科会・講座 「交通権を保障した交通政策と地域の交通のあり方」 交通権を保障し、持続可能な交通政策とは 助言者:可児紀夫 ・ 第64回自治体学校実行委員会
報告事項	聴講講座「交通権を保障した交通政策と地域の交通のあり方」 1. 背景となる地域交通の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間バスからコミバス、デマンド、自家用有償、ボランティア輸送と地域が主体となる。 ・ 通学路の交通事故など「安全で安心な地域社会」への総合的な交通政策が欠如している。 ・ 地方鉄道では、「多様な選択、自治体・地域へ」という議論が進んでいる。 ・ 国土交通省の検討会では、交通事業者、他分野との「共創」が議論。 ・ 民間バスへの補助は強化される一方、自治体への予算・権限はないがしろにされている。 2. 地域交通を切実で深刻にした要因～戦後以来の交通政策を検証する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車産業など車社会中心の国土計画が進められ、総合的な交通政策が欠如。 ・ 交通を事業として捉え、交通の意義、公共交通としての意識、憲法の視点が欠如。 ・ 規制緩和など市場競争の政策で、地域交通、事故、気候変動への対応が欠如。 ・ 戦後以来の交通政策は、住民参加と自治という地方自治を生かした政策でなかった。 ・ 世界では、モータリゼーション、地域交通、コロナ禍、気候変動への対

応が進んでいる。

⇒交通は基本的人権であるという理念を掲げ、住民参加と自治で持続可能な地域交通政策を市民、行政、関係機関などとの「協同」でつくりあげていく。歴史に学ぶことが重要。

3. 交通を考える意義

- ・交通は、人間社会を支える基本的人権。国民の交通する権利(交通権)
- ・交通は、交流を通じて文化を育み、豊かな社会を築きあげる。
- ・交通は、経済発展とエネルギー・食・水などともに持続可能な地域社会を実現する。
- ・交通は、国づくり、地域づくりの土台・基盤となり、持続可能な社会を構築する。
- ・交通は、医療、福祉、教育、環境、観光、地域経済など社会的便益をもたらす。

4. 交通権を保障し、持続可能な交通政策とは

【交通政策の理念】

- ① 交通は人権、②交通は社会的便益をもたらす、③交通政策はまちづくりの土台、④クルマ社会から公共交通を中心とした人間社会を目指す。

【持続可能な地域交通政策とは】

- ・持続可能な地域社会とは、人間の尊厳、人権が尊重され、住民の参加と自治で、地域の中小企業がいきいきと事業展開されること。農林水産業が地域の産業となり、地域資源を生かしたエネルギーの自給・自立が確立された循環型の地域経済が確立している地域。
- ・人口減少・高齢社会における地域交通政策とは、憲法を理念とした安全で安心できる地域社会を目指す交通権を保障した政策。持続可能社会を目指す循環型の地域経済を確立するため、地方自治体と協同で地域づくりを目指す政策。

- ・コンパクトシティを実現するための政策理念は、米国オレゴン州のポートランドがコンパクトシティを実現したように、住民参加により、①自動車交通の抑制(環境政策)、②都市計画の徹底(農業、地域経済政策)③

公

公共交通の充実(総合的交通政策と福祉政策)に取り組む。

- ・交通まちづくりは、市民、行政、関係機関などと「参加・協同・責務」を原則とする。
- ・安心して暮らし続けられる地域とは、日常的な生活の範囲(日常生活圏)で、公共的な施設が整備され、徒歩、自転車で移動ができる地域。皆なで考え、皆なで決める地域。

【分科会で報告のあった地方自治体】

⇒長野県木曾町・・・政策理念、住民参加と協同、まちづくり

広域合併後の交通システムを「交通はまちづくりの土台」「山村に住むことは国土を守る」という理念と「住民参加」「情報の共有」で独自の交通

システムをつくりあげた。電気バスの導入、キャッシュレス推進、小型車両への転換、お試し乗車券の全戸配布等。

⇒兵庫県福崎町・・・住民参加の協議会運営で神戸市を含めた「生活交通圏域のシステム」を住民、行政、大学、交通事業者との協同でつくりあげた。

〈感想〉

島田市の公共交通の策定が令和4年度から進められている。

地域にあった形で住民の足となる公共交通のシステムをつくりあげていくには、住民参加が必須である。

報 告 書

令和 4年 8月 20日

島田市議会議長 大石節雄 様

島田市議会議員 四ッ谷 恵

市政調査研究（調査研究— 研修）のため、出張したので報告します。

出張年月日	令和 4年 8月 5日 から 令和 4年 8月 5日まで
<p>1 調査研究 出張先及び 調査項目</p> <p>2 研修 研修名、出張先及 び主催者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ対策のため現地には行かず、Web聴講となった。 ・ 参加聴講講座⇒第64回自治体学校in松本 zoom分科会・講座 「学校統廃合小中一貫教育を考える」 助言者 山本由美 ・ 第64回自治体学校実行委員会
報告事項	<p>聴講講座「学校統廃合小中一貫教育を考える」増加する学校統廃合</p> <p>1.高止まり、増加する学校統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成の大合併期に地方の合併自治体の統廃合が進む。合併債の活用等。 ・ 2014年～スタートした「地方創生」、2014～16年度に総務省が要請した「公共施設等総合管理計画」による統廃合推進。特に2015年の内閣府の経済財政一体化推進委員会の改革工程表で教育施策の筆頭に「学校規模の適正化」を挙げる。 ・ 2015年 58年ぶりに文科省が学校統廃合の「手引き」を改正 ⇒「単学級以下校の統廃合の適否を速やかに検討する」方針のもと、従来の距離規定に加え「(スクールバス等を用いて)約1時間以内」と時間規定が統合基準に追加される。 <p>2.「公共施設等総合管理計画」による財政誘導、施設「複合化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定費に地方債を適用し、コンサルタントが「計画」策定、削減数値目標をかかげる。 ・ 東洋大学PPP研究センター、監査法人トーマツ等が計画に関与、保護者説明会は教育委員会に代わり担当者として説明・・・ ・ 教育学的な根拠が必ずしも明確でない施設(例として保育施設、集会施設等)との「複合化」

・PPP PFIの活用、公教育の民営化へ。

3. 小規模校ダメ論で保護者を分断

- ・1950～60年代の小規模校の問題点は、施設整備、教員定数の拡充の2点のみで小規模校が子どもにとって問題があるわけではない。
- ・昭和の合併時、「12～18学級」＝標準学級数、更に行政効率性から「8000人に1中学校」としたが、この値は教育的効果とは無関係。
- ・1970年過疎地対策の中で、統合校舎の国庫負担率を従来の1/2から2/3に全国で統廃合が激増した。それによる子どもに様々な悪影響が生じていると、国会で機械的統廃合の問題点が指摘された。
- ・1973年文部省「Uターン通達」では、小規模校は教育的価値あり、教師と子どもの関係良好。徒歩通学は子どもの人格形成に意義があると1976年統廃合の判例がある。

統合校舎の国庫負担率を危険校舎と同率化⇒統廃合数削減

- ・2015年「手引き」の改正+「Uターン通達」の廃止⇒初めて「小規模校は子どもの学びにとって問題がある」と理由付けしたが、実証的な根拠の提示がない。教育学的「俗説」を用いた。
- ・2015年「手引き」の改正の後半部で、小規模校で存続するケースを列挙。地理的、気候条件(豪雪地帯等)、学校の存続が地域コミュニティにとって意味がある等を提示した。また、ICT等による遠隔授業、社会教育との連携等で補完することも可能と提示。ところが当該部分を無視して、統廃合計画を立てる自治体が多い。

4. 統廃合が子どもに与えるデメリット

- ・吸収・合併方式は、子ども、地域に与える負の影響が大きい。
⇒やむを得ない場合は、対等・平等方式に。一から新しい学校を作ると言う意識が必要。
- ・強引な統合で、子どもが広い意味での「心的外傷」を負うリスクあり。

5. 統廃合の方途としての小中一貫校

- ・当初の「中一ギャップ」「発達の早期化」は科学的根拠がなく、新たに小中スタンダード統一(細かく児童生徒に課するきまり)等を根拠にする傾向がある。ハコモノ主義の継続、過疎地の小規模校を地域に存続させるための「義務教育学校(校長一人、教職員集団一つ)」化も進められている。北海道の過疎地等で、顕著な傾向。

6. 高校統廃合、次のステージへ、機械的統廃合基準の導入が危惧される

7. 今後の展望として

- ・当事者である保護者の果たす役割が決定的に重要である。

- ・情報提供し共用することが大事。情報が共有されていないのが現実。
- ・キーパーソンとして保護者、地域住民、教師との共同が出来るかどうか・・・。拙速にすすめられることに警鐘を鳴らす。
- ・子どもの考え、思いはどうか。

<感想>

WHOでは、学校規模100人程度が適正規模としており、学校規模は少人数が必須という見解である。政府予算は過去最高を更新する一方で、文教予算は、公財政教育支出の対GDP比(2018年)2.8%。OECD諸国の中で最低である。OECD諸国の平均4.1%に引き上げるべきと主張されていることに賛同する。

小中一貫校については、大人の勝手な経済政策(効率化)が、統廃合による大規模化によって、一人ひとりに行き届いた教育が手薄になり、子どもの発達にどのように影響するのか。また、全国的に先生の数足りないと言われている昨今、先生の過労、ストレス等で、子どもたちへの影響は大であることも危惧する。

報 告 書

令和 4年 8月 14日

島田市議会議長 大石節雄 様

島田市議会議員 四ッ谷 恵

市政調査研究（研修）のため、出張したので報告します。

出張年月日	令和 4年 8月 6日 から 令和 4年 8月 6日まで
1 調査研究 出張先及び 調査項目 2 研修 研修名、出張先及 び主催者	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ対策のため現地には行かず、Web聴講となった。 ・ 参加聴講講座⇒第64回自治体学校in松本 zoom分科会・講座 「水道広域化と民営化」 助言者 近藤夏樹 ・ 第64回自治体学校実行委員会
報告事項	<p>聴講講座「水道広域化と民営化—広域水道に住民の声は届かない」</p> <p>1.民営化に先行する広域化「国は、なぜ広域化を先行させるのか」</p> <p>(1) 住民の力で止めた各地の民営化</p> <p style="padding-left: 20px;">止めた市:香川県善通寺市、大阪市、浜松市</p> <p style="padding-left: 20px;">止めれなかった自治体:宮城県</p> <p style="padding-left: 20px;">民営化推進企業は、住民から水道事業を切り離す仕組みを作ることを狙っている。企業にとって、住民自治は「敵」と言う姿勢。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒自治の規模が小さければ民意は反映しやすい。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒コンセッション方式(公共施設の運営事業において、公的機関が施設の所有権を有したまま、民間事業者が当該施設を利用して、運営権を購入し、事業に当たる制度)の契約書には「住民を敵視」する条項がある。</p> <p>(2) 水道法改正であまり話題にならなかった広域化</p> <p style="padding-left: 20px;">この改正には、広域化を進めやすくする内容が包含されていた。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒民営化は地方議会の議決が必要だが、広域化には議決はいらない。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒広域化(企業団)してしまえば、民営化は容易とみるべき。</p> <p>(3) 住民から離れたところで決められる広域化と民営化</p> <p style="padding-left: 20px;">県議会に住民の声は届きにくい。「企業団」はそれ以上に声が届かない仕組みとなっている。</p>

交付

(4) そもそも広域水道成功しているのか

⇒ダム建設とセットで進められた広域水道(用水供給事業)

⇒広域化の目的は、用水供給事業の「失敗隠し」ではないか。

(5) 外資系だけでなく国内企業も欲しがる水道事業

外資系は世界でシェアを失い、今も市場開放を行っている日本に進出、更に国内の電力、ガス企業にとっても魅力的な事業

⇒「官民連携」による広域化から民営化へのスキーム

2.広域化のメリット・デメリット「立場によってメリットデメリットは逆転は逆転する」

(1)広域なシェア(市場)を独占することは私企業のメリット

水道は、電気のように管網(電気では送電線)を共有することが技術的に難しいので「水道自由化」にはならない。→地域独占企業となる。

●日本の水道は規模が小さく、利益も少ないため企業メリットは少ない。

○良質な水源が多様かつ近くにあれば広域水道の水は不要、かつコストは小さい。

(2)規模が大きくなるほど国に依存する

●大規模水道には大きな水ガメ(ダム)が必要となり、水利権は国が握る

○身近な水源には住民自治がはたらく「住民の水」

(3)水道は規模が大きいほど非効率。水は重い！

●水を遠くに運ぶにはエネルギーが必要で、物理的に電気・ガスとは違う

○健全な水循環、省エネルギーの水道システムが持続可能な社会に必要

○小規模水道にハイテクは不要

(4)経済、雇用

●大企業が事業・業務を独占し、地元中小企業はダンピングされる

○地元企業の仕事や雇用が確保でき、経済循環する

(6) 労働条件 はたらくものの立場から

●IT技術の導入は広範囲の監視を可能にするが、人件費より高くつくかも。

○広域化すると「現場をしらない」等、非常時に対応できなくなる

3.用水供給事業の民営化は成功するか？

「各自治体に住民自治が生きている」

(1) 用水供給事業から受水を受けている全国の水道事業体も「高い水」の比率を減らすことが出来ないか悩んでいる。この水需要予測は、右肩上がりの人口、経済成長を前提につくられたもので、予測は外れた。

(2) 民営化の失敗は「料金値上げ」という住民には一番わかりやすい結果となる。この問題が顕著化した時は、既に遅い。

→自己水源を再開し、浄水施設をつくらなければならないが、時間・コストがアップする。

(3) 受水自治体が、自己水源率を上げ、用水供給の受水を減らす選択肢をとればシェアを失っていく。

→自己水源率を上げられない受水自治体は料金が高騰する。

<感想>

人々の共有財産であるはずの「命の水」が儲けの対象になり、世界の企業が日本の水を狙うということ。おぞましい限りである。

民営化した欧州の水道事業で何が起きたかを、私たちは知る必要がある。その後、困難な道の間を経ながらも、欧州の人々は元の公営化に戻すのに大変なエネルギーと努力がなされたことを知った。

島田市でも令和2年4月、簡易水道事業を上水道事業に経営統合した。令和4年2月の定例会において令和5年4月よりから水道料金を改める議案が採決され、値上げする予定。今後の経過を注視する必要があると感じた。

報 告 書

令和 4年 8月 16日

島田市議会議長 大石節雄 様

島田市議会議員 四ッ谷 恵

市政調査研究（~~調査研究~~→ 研修）のため、出張したので報告します。

出張年月日	令和 4年 8月 7日 から 令和 4年 8月 7日まで
<p>1 調査研究 出張先及び 調査項目</p> <p>2 研修 研修名、出張先及 び主催者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策のため現地には行かず、Web聴講となった。 ・参加聴講講座⇒第64回自治体学校in松本 zoom分科会・講座 「デジタル化と地方自治のゆくえ」 助言者 本多滝夫、久保貴裕 ・第64回自治体学校実行委員会
報告事項	<p>聴講講座「デジタル化と地方自治のゆくえ」</p> <p>1. デジタルの技術は住民福祉の増進に活用できる面があるが、万能ではない。また大企業の利益に奉仕する「構造改革」の手段にさせるのではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル一辺倒では、地域や住民の抱える課題には対応できない。 ・貧困と格差の拡大、人口減少や人員不足によって生じる地域の問題は、地域の破壊・衰退をもたらしてきた「構造改革」を抜本的に転換することなしには解決しない。 ・国の「デジタル化」方針は、デジタル技術を利用して更なる「構造改革」を一層推進するものとなっている。自治体においては、国の「自治体DX」方針を無批判に受け止めるのではなく、憲法・地方自治の原則に基づき「住民福祉の増進」を図ることを目的にデジタル技術を自主的に取り扱うことが必要である。 <p>2. デジタルの技術は、住民合意・労使合意で取り扱う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の取り扱いは、自治体の首長のトップダウンやデジタル企業の意向で決めるのではなく、地方自治の本旨(憲法92条)に基づき、主権者である住民の合意で決める。 ・自治体業務にデジタル技術を導入する際は、住民目線で検証、チェックし、問題があれば是正することが必要である。 ・自治体の労使においても、デジタル技術の取り扱いは労使交渉・労使協議で取り扱う。

3. 行政の公正性、専門性を確保し、住民と自治体職員の意見が反映される体制をつくる
 - ・首長等の一部の者に権限を集中させるトップダウンではなく、住民の意見が反映される体制を整える。
 - ・自治体はデジタル化に関わる情報、方針(案)を住民と議会に示し、説明責任を果たすようにする。
 - ・デジタル行政の担当職員は、民間人材に頼るのではなく、「全体の奉仕者」として職務を遂行することが義務付けられている正規の公務員(任期の定めがない常勤職員)として配置することを基本とする。
 - ・自治体がデジタル人材を専門職として採用し、正規の公務員として確保・育成できるように国に財政支援を行わせる。(例:保健師、児童相談所職員、災害に対応する技術職員を増員する支援策等)
 - ・一定期間、民間などから外部人材を登用することが必要な場合は、原則として公務員としての服務規程を適用し、当人が所属・兼業する企業の入札を制限する。
4. 個人情報保護規制の緩和や撤廃をさせず、住民のプライバシーを守る
 - ・デジタル技術の導入は、住民の個人情報・プライバシーの権利を守ることを大前提とする。
 - ・マイナンバーカードの取得は任意であり、不当な強要や誘導でカードを取得させない。カードを取得しない住民が行政サービスから排除されることがあってはならない。
5. 情報システムは、自治体の独自施策が実施できるように整備する。
 - ・国(各府省)に、自治体は独自施策が実施できる内容で「標準仕様」を作成させる。
 - ・自治体が独自施策を実施するために必要な場合は、カスタマイズできる権利を国に認めさせる。
 - ・国はベンダに「標準オプション機能」のむ実装やカスタマイズで自治体に協力する義務を課す。
6. デジタル技術は、自治体職員を置き換える「代替手段」ではなく、自治体職員が住民のためによりよい仕事を行う「補助手段」とする。
 - ・デジタル技術は、自治体職員の労働負担を軽減し、職員が「全体の奉仕者」として住民のためによりよい仕事ができるように活用する。
 - ・住民と自治体職員の対話、コミュニケーションが必要な業務には、必要な人員を配置する。
7. セキュリティ対策を徹底し、災害やシステムトラブルに即時に対応できる体制を確保する⇒管理運営は、ベンダ(販売会社)など民間に丸投げしない。

<感想>

デジタル・AIの導入で、対面をなくし「顔の見えない顧客」なったことで、被害が拡大した例はたくさんある。どう解決するのか。最近では、

	<p>みずほ銀行のシステム障害があった。システム障害などに自治体はどうそなえるのか。自治体職員をデジタルに置き換えれば住民の人権保障が失われるのではないかと。また、個人情報に紐づけされ、企業や権力に評価・監視・ランク付けされれば各種サービスの差別・選別される恐ろしい社会となるのではないかと危惧する。</p>
--	--

報 告 書

令和 4年 8月 20日

島田市議会議員 大石節雄 様

島田市議会議員 四ッ谷 恵

市政調査研究（研修）のため、出張したので報告します。

出張年月日	令和 4年 8月 4日 から 令和 4年 8月 5日まで
<p>1 調査研究 出張先及び 調査項目</p> <p>2 研修 研修名、出張先及 び主催者</p>	<p>・コロナ対策のため現地には行かず、Web聴講となった。</p> <p>・調査項目:住民と地域に役に立つ地方議員になるため、多方面の知識と情報を収集することを目的とする。</p> <p>聴講講座①「子どもの権利条約を踏まえた自治体施策」 ②「子どもの権利の歴史と地方自治」</p> <p>・主催 NPO法人多摩住民自治研究所</p> <p style="text-align: right;">オ46回 議員の学校</p>
報告事項	<p>聴講講座①「子どもの権利条約を踏まえた自治体施策」</p> <p>1.国連・子どもの権利条約と子どもの権利委員会</p> <p>(1)子どもの権利条約の採択・批准</p> <p style="padding-left: 20px;">1989年11月20日、国連総会で採択。締結国数は196カ国。 人権条約のなかで最多、日本は1994年4月批准(158番目)。</p> <p>(2)条約の4つの柱と一般原則</p> <p style="padding-left: 20px;">4つの柱 ・生きる権利 ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利 一般原則 ・差別の禁止 ・子どもの最善の利益 ・生命・生存・発達 に対する権利 ・子どもの意見の尊重</p> <p>(3)国連・子どもの権利委員会</p> <p style="padding-left: 20px;">子どもの権利条約第43条に基づき、各締約国における条約の実施状況を審査するために設立された機関。実施状況の監視を担当。</p> <p>2.「子ども基本法」制定の意義と課題</p> <p>⇒「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指していくと宣言。</p> <p>⇒4つの一般原則が基本理念に位置付けられた。</p> <p style="padding-left: 20px;">特にすべての子どもについて「自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会」を確保すると定め、子どもの意見表明・参加を広く推進していく必要性が確認された。</p>

⇒子ども施策の策定・実施・評価にあたって、当事者である子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと明文化された。
⇒子ども施策の充実及び必要な財政措置、その他の措置についての規定が設けられた。

⇒子どもに関する総合的な政策調整機関として「こども家庭庁」を創設すること、その任務として「こどもの権利利益の擁護に関する業務」を担う。

【課題】

- ・条約の「精神」にのっとるだけではなく、条約のすべての規定を考慮・実施していく必要性が明記されていないこと。
- ・子どもの権利を実現するための方策が明確に位置づけされていないこと。
- ・子どもの意見の尊重の原則について、意見を表明する機会を確保すべき対象が自己に「直接」関係する事項に限定され、子どもの意見を「正当に」尊重する旨が明記されていないこと。
- ・教育や少年司法などの分野における子どもの権利擁護にも「こども基本法」が適用され、こども家庭庁の調整・勧告権限が及ぶことが明確でないこと。
- ・子どもの権利が守られているかどうか独立に立場から監視する制度の設置が見送られたこと。など課題は山積している。

◇今後の課題

- ・子どもの権利の周知を図る
- ・子どもに対する暴力をなくす
- ・子どもの権利を学校現場に根づかせる
- ・子どもの意見表明・参加を推進する
- ・子どもオンブズパーソン・コミッショナーの設置を進める

聴講講座②「子どもの権利の歴史と地方自治」

1924年に「国際連盟・子ども権利宣言」が出されてから間もなく100年、日本国憲法を含めて「子どもの権利思想」はどのように発展してきたか。そしてまた、子どもの成長にとって「地域社会」がいかに尊いか一子どもの養育・教育・福祉・文化の権利を地域的な視点からとらえ、地方自治体の政策的な課題を把握する。

◆子どもの権利の歴史

- ・国際連盟「子どもの権利宣言」の制定・・・1924年
背景:第一次世界大戦で欧州を中心に史上最大の犠牲者が出て、それに伴い数多くの「戦争孤児」が出現した。
- ・児童の権利に関するジュネーブ宣言・・・1924年
- ・日本⇒日本国憲法制定・・・1946年
- ・日本⇒教育基本法制定・・・1947年
- ・日本⇒「教育勅語廃止」決議・・・1949年衆参両院で廃止決議
- ・日本⇒「児童憲章」制定・・・1951年5月5日

- ・国際連合・児童の権利宣言・・・1954年第14総会採択
- ・国連総会「児童の権利に対する宣言」・・・1959年採択
- ・1978年ポーランドが国連人権委員会に「児童の権利に関する条約」草案を提出。
- ・1979年「国際児童年」国連人権委員会は、ポーランド案を検討し、最終草案を作成するための作業部会を設置。
- ・「国際的な児童の奪取の民事上の側面に関する協定」(ハーグ条約)が国際司法ハーグ会議で採択される。・・・1980年
- ・1985年「少年司法の運営のための国際連合最低基準規則」(北京ルールズ)採択。
- ・1986年「国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言」が国連総会で採択される。
- ・1989年「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択される。
- ・1990年1月「児童の権利に関する条約」61カ国が署名。
9月同上の条約が発効する。
日本は同月109番目の署名国となる。
「子どものための世界サミット」が国連本部で開催される。
- ・1991年1月、同上の「条約」に130カ国が署名、70カ国が批准。
- ・1994年4月22日日本が「条約」を批准、158番目の締約国となる。
- ・2000年「条約」の2つの選択議定書(「児童の売買、児童買春」及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書)及び「武力紛争における児童の関与に関する権利に関する条約の選択議定書」が国連総会で採択される。
- ・2002年日本が両選択議定書の署名国となる。
- ・2004年日本が「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、75番目の締約国となる。
- ・2005年日本が「児童の売買、児童買春」及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、90番目の締約国となる。
- ・2022年6月22日日本で「子ども基本法」が公布され、2023年4月1日施行予定。

<感想>

少子化が進み子どもの総数が減少している日本において、児童虐待通報は急増し、いじめ、自殺、引きこもり、不登校など、子どもが生きづらい世の中になっている。日本には子どもの権利が守られるべきと定める基本の法律がない状況が続いていた。来年から「子ども基本法」の施行は、子どもの権利を主体として位置付けている。細かな校則などは再考する必要があると考える。自由なその権利を保障する総合的な法律として実効ある運用がなされるよう注視する必要がある。

昭和26年5月5日に日本では「児童憲章」が制定された。

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

- ・児童は、人として尊ばれる。
- ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
- ・児童は、よい環境の中で育てられる。

このような土台づくりを大人は責任をもって具体化し、遂行する責務があると感じた。